

「川崎市子どもを虐待から守る条例」 第 21 条に基づく年次報告書

(令和元年度版)



令和 2 年 8 月

こども未来局

目 次

1	はじめに	1
2	児童虐待相談・通告の状況について	2
(1)	受付件数	2
(2)	区別受付件数	2
(3)	虐待種別件数	3
(4)	年齢別件数	3
(5)	虐待者別件数	3
(6)	経路別件数	4
3	児童虐待への対応状況について	6
(1)	区役所における対応	6
(2)	児童相談所における対応	6
4	児童虐待防止等のための子育て施策の取組について	8
	「児童家庭支援・児童虐待対策に関わる施策と取組の推進」	
	令和元年度事業実施状況	11
参考		23
	○川崎市子どもを虐待から守る条例	
	○川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱	

1 はじめに

本市では、平成 24 年 10 月に川崎市議会において、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。この条例は、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とし、市、市民、保護者及び関係機関等で虐待から子どもを守るための取組について定めています。

本報告書は、市条例第 21 条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の状況、その他、市内における虐待にかかる状況について年次報告として議会に報告するとともに、その概要を市民に公表することを目的として令和元年度の状況についてとりまとめたものです。

～条例制定後の児童家庭支援・児童虐待対策の推進について～

平成 25 年 3 月、条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」（計画期間 平成 25 年度から 5 年間）を策定し、対策の基本的方向をまとめ、次いで、翌年の平成 26 年 3 月には、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組を進めてまいりました。

その後、平成 30 年 3 月には、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、こども未来局の子ども・若者分野の 3 つの計画を統合・一体化して児童家庭支援・児童虐待対策も含めた「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」が策定され、現在は、本プランに基づき取組を進めています。

児童相談所の体制については、児童福祉法改正に伴う児童福祉司・児童心理司の増員や、常勤弁護士の配置等の強化を図ってまいりました。また、区役所の体制については、平成 28 年度に各区役所に地域包括ケアシステムの推進に向けて「地域みまもり支援センター」が設置され、その中で児童虐待への対応についても、より身近な相談機関として早期の把握と支援の充実にむけ、児童相談所と連携して取組を進めています。

さらに近年は、一時保護所では定員を超過して児童を保護せざるを得ない事態が発生しており、一方で、今後も児童虐待相談・通告件数は増加の傾向が続くことが見込まれることから、一時保護児童の生活環境改善を図るため、中部児童相談所の建替えとともに保護所定員を増やす方向性が令和元年度に決定されました。令和 2 年度中に、整備に関する基本構想・基本計画を策定する予定で進めているところです。

今後につきましても、本市の児童虐待の現状と課題の把握に努めるとともに、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき施策を着実に推進してまいります。

2 児童虐待相談・通告の状況について

令和元年度の市内3か所の児童相談所及び7区役所において受けた児童虐待相談・通告件数の集計結果です。相談・通告件数については、受け付けた時点で分類したもので、その後の調査等により虐待の事実が認められなかった場合や、対象となる児童を確認できなかったものを含めた件数です。

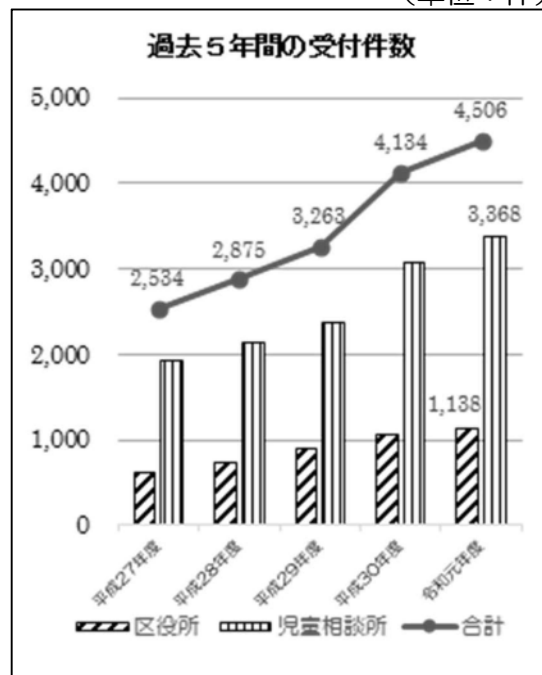
(1) 受付件数

- 市全体での相談・通告件数は4,506件、対前年度比9.0%の増加となっています。増加率は前年度の26.7%から緩やかになっているものの、区役所・児童相談所ともに増加しています。

(単位：件)

	市全体	区役所	児童相談所
平成27年度	2,534 (106.0%)	614 (102.7%)	1,920 (107.1%)
平成28年度	2,875 (113.5%)	741 (120.7%)	2,134 (111.1%)
平成29年度	3,263 (113.5%)	895 (120.8%)	2,368 (111.0%)
平成30年度	4,134 (126.7%)	1,071 (119.7%)	3,063 (129.3%)
令和元年度	4,506 (109.0%)	1,138 (106.3%)	3,368 (110.0%)

※ () 内は対前年度比を示しています。



(2) 区別受付件数 (区役所・児童相談所合計)

- 区別では、川崎区の構成比が最も多く22.9%となっており、件数も対前年度比23.5%の増加となっています。

(単位：件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他※	合計
平成27年度	673	357	332	334	312	325	189	12	2,534
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506
構成比	22.9%	11.7%	11.6%	14.9%	15.5%	11.4%	11.4%	0.6%	100.0%
対前年度比	123.5%	106.9%	93.6%	111.7%	111.6%	94.8%	117.3%	68.3%	109.0%

※ その他は初期調査により、管轄区外に居住していることが確認された件数です。

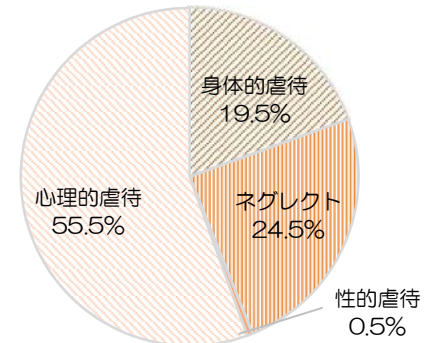
(3) 虐待種別件数

○ 虐待種別では、心理的虐待が最も多く55.5%、次いでネグレクト、身体的虐待となっています。性的虐待については件数が減少しました。

(単位：件)

	市全体		区役所		児童相談所	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
身体的虐待	787	877	214	185	573	692
ネグレクト	1,071	1,103	504	588	567	515
性的虐待	32	23	8	3	24	20
心理的虐待	2,244	2,503	345	362	1,899	2,141
合 計	4,134	4,506	1,071	1,138	3,063	3,368

虐待種別構成比（元年度 市全体）



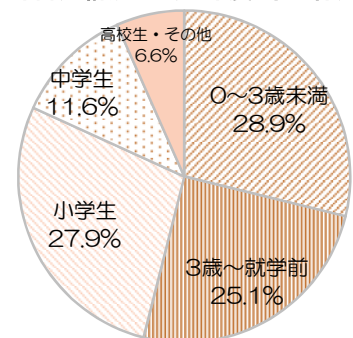
(4) 年齢別件数

○ 年齢別では、就学前までの乳幼児が全体の半数以上を占めています。また、すべての年齢区分において増加しています。

(単位：件)

	市全体		区役所		児童相談所	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
0～3 歳未満	1,162	1,300	439	480	723	820
3 歳～就学前	1,047	1,131	353	355	694	776
小学生	1,195	1,255	206	211	989	1,044
中学生	440	521	50	64	390	457
高校生・その他	290	299	23	28	267	271
合 計	4,134	4,506	1,071	1,138	3,063	3,368

年齢別構成比（元年度 市全体）



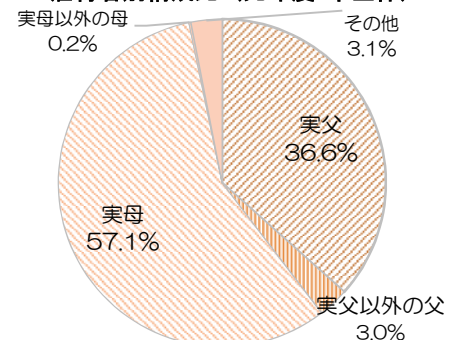
(5) 虐待者別件数

○ 虐待者別では、実母が最も多く57.1%となっています。また、実父による虐待は対前年度比30.7%の増加となっています。

(単位：件)

	市全体		区役所		児童相談所	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
実 父	1,261	1,649	158	273	1,103	1,376
実父以外の父	118	136	20	21	98	115
実 母	2,637	2,574	883	833	1,754	1,741
実母以外の母	11	9	0	2	11	7
そ の 他	107	138	10	9	97	129
合 計	4,134	4,506	1,071	1,138	3,063	3,368

虐待者別構成比（元年度 市全体）



(6) 経路別件数

○ 経路別では、警察からの件数が大きく増加しています。

(単位：件)

		子ども本人	虐待者	家族・親戚	近隣・知人	児童相談所	福祉事務所※ ₁	保健所等※ ₁	児童委員	医療機関	保育園等	学校等	警察	その他	合計
30 年度	市全体	47	193	266	575	186	237	539	12	177	147	354	1,235	166	4,134
	区役所	3	64	54	30	58	131	437	10	86	71	90	7	30	1,071
	児童相談所	44	129	212	545	128	106	102	2	91	76	264	1,228	136	3,063
元 年度	市全体	45	229	285	520	153	325	526	18	204	163	397	1,390	251	4,506
	区役所	2	70	71	18	21	180	406	14	100	85	74	0	97	1,138
	児童相談所	43	159	214	502	132	145	120	4	104	78	323	1,390	154	3,368

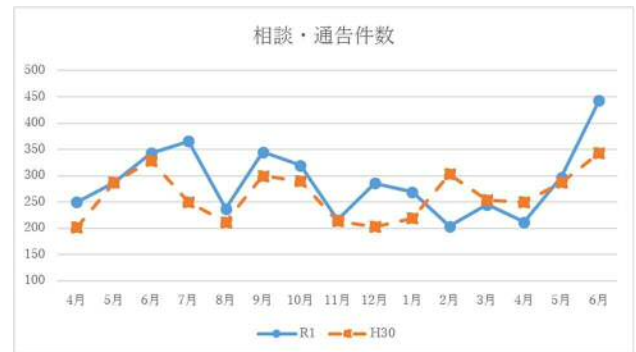
※ 区役所の件数には、区役所地域みまもり支援センター地域支援担当が母子保健事業や保育所相談等、保健所・福祉事務所業務を通じ、把握したもの及び市内他区からの住所異動により、引き継いだものを含みます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛、学校休業等の影響について

令和2年1月15日に国内で最初の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて以降、感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されるなど、社会生活に様々な影響をもたらし、児童虐待の相談・通告にもその影響が生じています。

○相談・通告件数への影響

平成31年4月から令和2年6月までの15か月間について前年同月と比較すると、1月までは増加傾向にある中で、令和2年2月から4月までの3か月間は減少しています。経路別では、市立学校の休業に伴い学校等からの通告が大きく減少しており、一方で、緊急事態宣言が解除された5月以降、警察や近隣・知人からの通告が増加しています。



○課題

感染拡大に伴う外出自粛や学校休業、保育所の登園自粛により子どもが家庭で過ごす時間が増えたこと等により、家庭内のストレスが高まり、児童虐待の発生リスク増加が懸念される中で、学校や保育所等の日常的な見守り機能が低下していることから、発見・対応の遅れなど児童虐待の潜在化が大きな課題であり、支援を必要とする子どもを早期に把握するための対応が必要となりました。

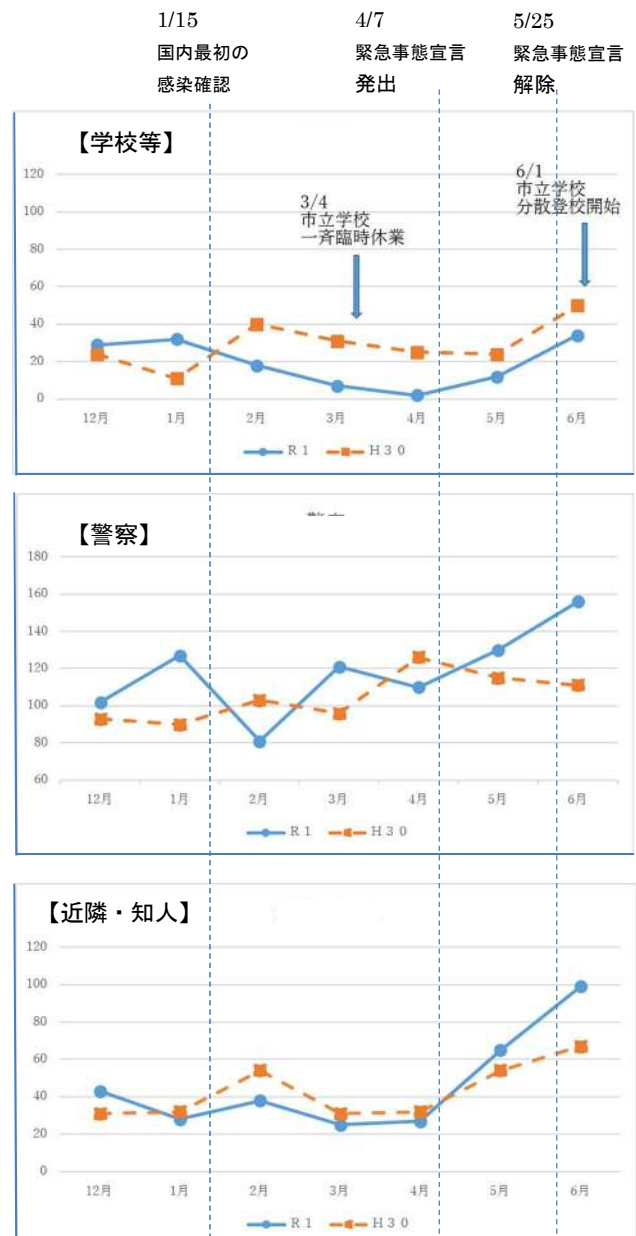
○対応

こうした状況の中、本市では子どもや子育てに悩む保護者からのSOSサインに対応できるよう、例年夏休み前に配布している「子どもSOSカード」を5月に早めて配布し、市のホームページやツイッター、市政だより、NHKのデータ放送、河川情報表示板等、様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図るとともに、より相談しやすい環境を整えるため、県内5県市合同で児童虐待防止のためのLINE相談を7月から開始しました。また、教育委員会に対して要保護児童対策地域協議会（要対協）に登録されている児童について、学校における見守り活動の結果を区役所と児童相談所への情報提供を依頼し、連携しながら学校休業期間中にも必要な支援の実施に努めてきました。

○今後に向けて

コロナ感染症の影響は今後も長期にわたると見込まれます。児童虐待等、支援の必要な児童を早期に把握し対応が適切に図られるよう、要対協の構成機関や地域の関係機関が児童虐待対策に対する共通認識を深めるとともに、適時に必要な情報を共有できるよう地域のネットワーク強化に向けた取組を進めてまいります。

経路別 相談・通告件数



3 児童虐待への対応状況について

(1) 区役所における対応

区役所では地域みまもり支援センターで、児童虐待相談通告を受け付け、児童相談所と連携しながら、住民に身近な相談機関としての強みを活かし対応を行っています。また、各区の要保護児童対策地域協議会の調整機関として位置付けられ、区内支援ネットワークを推進するとともにケースの進行管理を行っています。

ア 要保護児童対策地域協議会取扱件数

○ 川崎区の取扱件数が最も多く、令和元年度は宮前区の件数も大きく増加しました。

(単位：件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
平成30年度	933	694	614	542	522	521	465	4,291
構成比	(21.7%)	(16.2%)	(14.3%)	(12.6%)	(12.2%)	(12.1%)	(10.8%)	(100.0%)
令和元年度	1,318	726	743	538	868	747	654	5,594
構成比	(23.6%)	(13.0%)	(13.3%)	(9.6%)	(15.5%)	(13.4%)	(11.7%)	(100.0%)

(2) 児童相談所における対応

児童相談所では子どもの権利擁護を最優先に、子どもや家族への支援を実施し、必要な場合には法的権限を行使しながら、子どもの最善の利益を守るための業務を行っています。

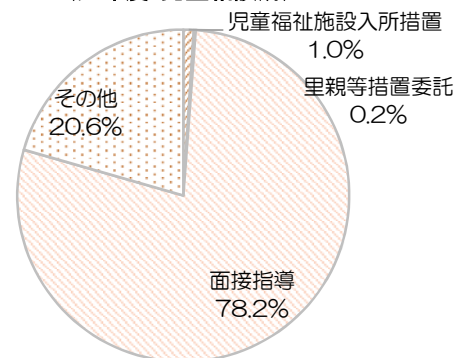
ア 虐待相談への対応状況

○ 面接などによる在宅での指導が最も多く、全体の約8割を占めています。また、対応件数は児童相談システムの導入後、援助方針決定までの期間短縮が図られ、件数が増加しています。(対応件数は相談を受けてから、調査期間を経て、援助方針を決定、対応した件数です。)

(単位：件)

	児童相談所	
	30年度	元年度
児童福祉施設入所措置	38 (1.4%)	38 (1.0%)
里親等措置委託	11 (0.4%)	7 (0.2%)
面接指導	2,194 (78.2%)	2,912 (78.2%)
その他	562 (20.0%)	765 (20.6%)
合計	2,805	3,722

虐待相談への対応状況
(元年度 児童相談所)



イ 出頭要求、立入調査等の実施状況

○ 保護者への出頭要求を3件、立入調査を2件実施しました。また、警察への援助要請の件数が増加しました。

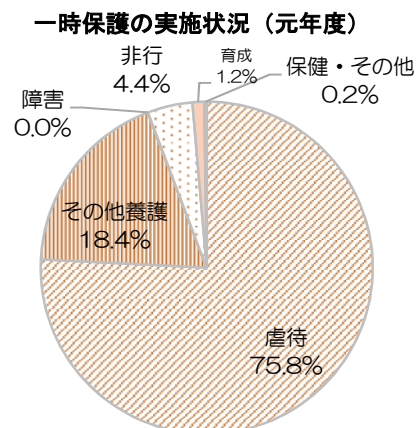
(単位：件)

	児童相談所	
	30年度	元年度
出頭要求	0	3
立入調査	0	2
臨検・捜査	0	0
援助要請	6	17
保護者指導勧告	1	0
合計	7	22

ウ 一時保護の実施状況

- 一時保護を行った子どもの保護の事由は、虐待によるものが最も多く、全体の約4分の3を占めています。（単位：件）

		児童相談所	
		30年度	元年度
養 護	虐 待	389 (85.3%)	329 (75.8%)
	その他養護	52 (11.4%)	80 (18.4%)
障 害		1 (0.2%)	0 (0.0%)
非 行		13 (2.9%)	19 (4.4%)
育 成		1 (0.2%)	5 (1.2%)
保 健 ・ そ の 他		0 (0.0%)	1 (0.2%)
合 計		456 (100.0%)	434 (100.0%)



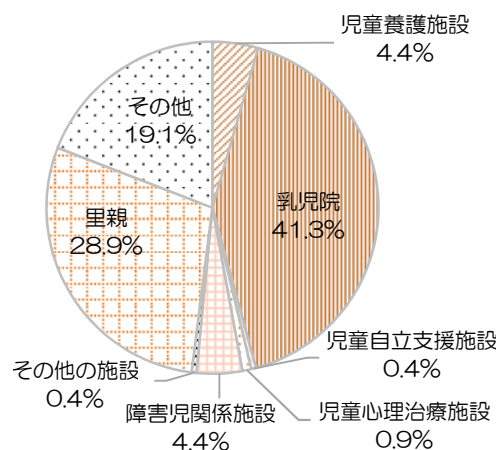
エ 一時保護委託

- 子どもの一時保護は一時保護所を利用することを原則としますが、状況により他の機関・者に委託することができます。委託先については、現在の一時保護所は2歳までの乳幼児を受け入れる体制になく乳児院に委託することとしているため、件数が最も多くなっています。保護の事由は虐待によるものが増加しています。また、一時保護児童がより家庭的な環境で過ごすことのできる里親への一時保護委託を進めており、件数が増加しています。

（単位：件）

		児童相談所	
		30年度	元年度
児 童 福 祉 施 設	児 童 養 護 施 設	23 (11.8%)	10 (4.4%)
	乳 児 院	86 (44.1%)	93 (41.3%)
	児童自立支援施設	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	児童心理治療施設	3 (1.5%)	2 (0.9%)
	障害児関係施設	13 (6.7%)	10 (4.4%)
	その他の施設	3 (1.5%)	1 (0.4%)
里 親		39 (20.0%)	65 (28.9%)
その他の（病院等）		28 (14.4%)	43 (19.1%)
合 計		195 (100.0%)	225 (100.0%)

一時保護委託の実施状況（元年度）



（参考）
一時保護委託となった児童の相談種別内訳
（単位：件）

	児童相談所	
	30年度	元年度
虐 待	158	182
その他	37	43
合 計	195	225

4 児童虐待防止等のための子育て施策の取組について

平成30年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、児童家庭支援・児童虐待対策施策を推進するための3つの基本的な考え方である「子ども・子育てを支援する地域づくり～児童虐待の発生予防～」、「機関連携による虐待の早期発見・的確な対応、人材育成～児童虐待への迅速・的確な対応～」、「自立に向けた専門的支援の充実～被虐待児童への自立支援等～」のもと、次に掲げる7つの施策の方向性を定めました。

この基本的な考え方、施策の方向性に基づく児童家庭支援・児童虐待対策を具体化するために、平成30年度から平成33年度までの4年間の取組等を取りまとめ、事業を推進してまいります。

本プランでは26の施策区分、67の事業を示しており、計画期間内において年度ごとに、それぞれの事業について、成果や実施状況、達成度、次年度に向けた課題等を取りまとめ、報告をいたしますが、令和元年度においては、各事業が概ね順調に推進されているとの評価を示しております。

今後も、本市の子育ての状況や児童虐待の発生状況等の変化に適切に対応しながら、事業を推進してまいります。また、本プランの進捗管理にあたっては、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において全庁的な協議、調整を行い、子育て支援及び児童虐待対策をより充実させ、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めてまいります。

< 7つの施策の方向性の概要 >

(1) 地域での子育て支援の充実

子育て家庭を支援するために、地域の社会資源の有効活用や地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、子育て支援に関わる機関や団体と連携し、地域に即した支援策を展開するためのネットワークづくりなど子育て環境の充実に向けた取組を推進します。

(2) 虐待の発生予防策の推進

虐待の発生予防に向け、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、支援ニーズを早期に把握し、継続した支援ができるよう相談支援体制の充実に向けた施策や妊娠期に必要な知識の普及啓発等を行います。児童虐待防止に関する市民意識を高めるための普及啓発活動を行います。

(3) 早期発見・早期対応の充実

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

(4) 専門的支援の充実・強化

児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と権限に基づき専門性を発揮し、個々のケースに応じた適切な支援を行います。また、高い専門性を求められる事例への対応については、精神保健福祉センターや障害者更生相談所などの専門機関と連携した支援を充実させるとともに、医師や弁護士など専門家と協力・連携し対応の充実を図ります。

(5) 人材育成の推進

国が策定した児童虐待防止対策体制総合強化プランでは令和4年までに、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。専門的な研修を行い、計画的なジョブローテーション等を実施することで、当該分野における人材育成を進めます。

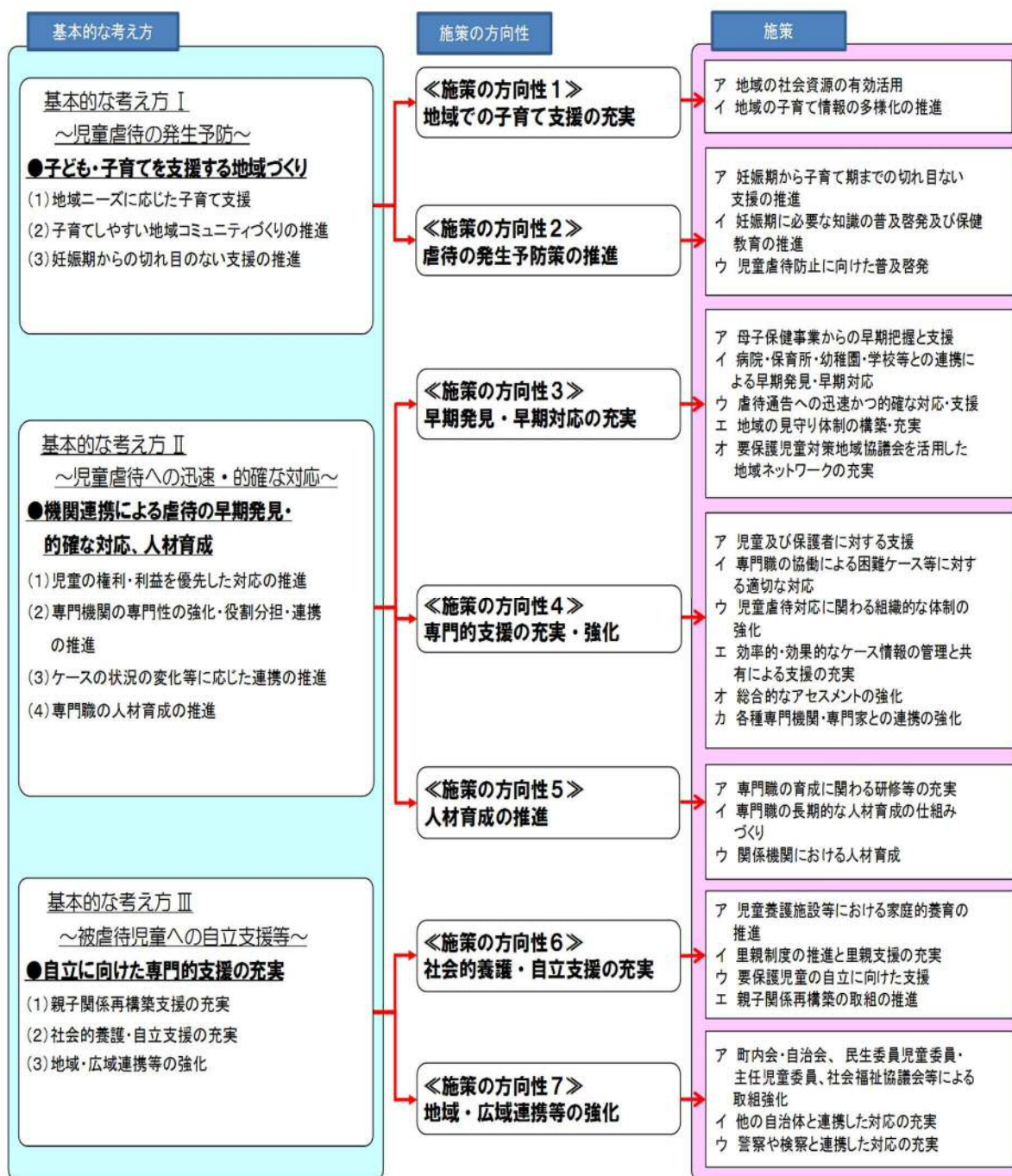
(6) 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発を行うとともに、里親の新たな担い手の確保等の取組を進めます。

(7) 地域・広域連携等の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するため、地域における関係団体と連携し普及啓発の取組を進めるとともに、地域における取組の充実のため要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークを充実します。また、児童虐待事案に適切に対応するため、県内各自治体との連携や警察、検察とも連携した取組を推進します。

【「基本的な考え方」と「施策の方向性」の体系図】



基本的な考え方Ⅰ ～児童虐待の発生予防～子ども・子育てを支援する地域づくり

施策の方向性1 地域での子育て支援の充実

ア 地域の社会資源の有効活用

達成度：1目標を大きく上回って達成、2目標を上回って達成、3ほぼ目標どおり、4目標を下回った、5目標を大きく下回った

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
1	地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親の不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援する体制づくりを進めました。	3	●引き続き、地域子育て支援センター事業を実施し、親の子育てに関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	こ企画課
2	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	3	●引き続き、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。	こ企画課
3	子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 ●区内で自主的に活動している子育てグループ（フリースペースやサロン）や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育ての支援の連携・拡充を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。 ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	3	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。	こ企画課 区)地域ケア推進課 区)地域支援課 区)保育所等・地域連携担当
4	育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応	●子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。	●こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図りました。 ●子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施しました。 ●子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図りました。	3	●人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化が進んでいます。育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援を実施します。 ●引き続き、地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していきます。	区)地域ケア推進課 区)地域支援課

イ 地域の子育て情報の多様化の推進

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
5	地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援	●区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	●各区役所地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関わる様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めました。 ●関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開しました。	3	●各区役所地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に取り組みます。	区)地域ケア推進課
6	地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援	●区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。	●区内で活動している子育てサロンやグループの情報を区役所内掲示板に掲示したり、子育て講座参加者等にチラシを配布し、参加を促しました。また、区内子育てサロン等への職員派遣や支援者向け研修を実施し、スキルアップと円滑な運営支援を行いました。	3	●区内子育てサロンや子育てグループ等への支援体制を強化し、専門職の派遣の実施と併せて保育・子育て総合支援センターの研修スペースを活用して、地域の子育て支援の充実を進めます。	区)地域ケア推進課 区)地域支援課 区)保育所等・地域連携担当

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
7	地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信	●地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。	●地域みまもり支援センター内での会議の他、子どもに関わる市民や関係機関で情報や場、機会を共有化するためのネットワーク会議などで情報の収集と的確な提供を実施しました。	3	●地域みまもり支援センター他、関係各所とのネットワークを通じ情報の収集、エリア特性やニーズを考慮した媒体の活用を実施し、的確な情報提供をします。	区)地域ケア推進課 区)地域支援課 区)保育所等・地域連携担当
施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
8	母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	3	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
9	妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●母子健康手帳交付時の全数面談やホームページを活用し、妊婦健康診査の補助券の利用案内や受診勧奨を行いました。	3	●引き続き、医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
10	乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。	3	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
11	産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業において、宿泊型・訪問型に加え新たに来所型（日帰り型）を実施しました。出産後より早期に支援の必要な家庭を把握し、地域みまもり支援センター等関係機関による継続的な支援を実施しました。	3	●引き続き産後ケア事業を実施することにより、退院から産後4か月までの母子の心身のケアや育児支援を行うことで、育児不安の軽減や休息の場の確保ができるよう、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図ります。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
イ 妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
12	母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。	3	●母子健康手帳の掲載内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
13	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施しました。	3	●引き続き、医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
14	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●地域みまもり支援センター等において両親学級（プレパパ・プレママ教室）を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室や市助産師会による日曜開催の両親学級を実施しました。	3	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
15	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性的問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。	3	●地域みまもり支援センターと学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた思春期保健指導を実施するとともに、思春期からの母子保健の普及啓発に努めます。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
16	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ●オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。	●11月虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員協議会と協力した区民祭等イベントでの啓発グッズの配布、社会福祉協議会施設協議会とのオレンジリボンたすきリレーでの啓発活動、小学生と保護者への啓発を目的としたフットサル大会の開催等、関係機関と連携した普及啓発活動を行いました。	3	●子どもの権利を守るため、児童虐待の防止と早期の把握に向けて、関係機関と連携しながら普及啓発の取組を進めるとともにより効果的な啓発手法について検討します。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方Ⅱ ～児童虐待への迅速・的確な対応～機関連携による虐待の早期発見・的確な対応人材育成

施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と推進

達成度：1目標を大きく上回って達成、2目標を上回って達成、3ほぼ目標どおり、4目標を下回った、5目標を大きく下回った

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
17	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊産婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	3	●妊婦健診及び分娩を取り扱う医療機関等との連絡会を実施し、連携の更なる強化や、支援の必要な妊産婦への支援体制の充実を図ります。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
18	乳児家庭全戸訪問事業の推進	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。	3	●引き続き生後4か月までの乳児のいる家庭に対しより早期に関わりをもつことで地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
19	乳幼児健康診査受診率の向上	●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。	3	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
20	乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施	●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。	●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。	3	●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
21	乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。	●かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診することで、継続的な成長・発達の評価ができ、虐待や発達の課題に対応できるよう、医療機関と連携し、支援の必要な乳幼児とその家庭への継続的な相談支援を実施しました。	3	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
22	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。 ●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。	●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。	3	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。	こ)こども保健福祉課 こ)児童家庭支援・虐待対策室

イ 病院・保育所・幼稚園・学校等の連携による早期発見・早期対応

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
23	要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。	●各区における要保護児童対策地域協議会実務者会議と部会等の開催により、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能に対する理解を深めることにより、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●関係機関が支援の方向性を共有して適切な支援を実施するため個別会議を開催し、ケース支援の進捗管理、情報共有、支援方針の確認などを行いました。	3	●支援を要する子育て家庭の早期の把握と支援に向けて要保護児童対策地域協議会が子どもを守る地域ネットワークとしての充実が図られるよう、今後も各区役所地域まもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組みます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
24	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、医療機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）全体会を1回、幹事会を2回、MSWのミーティングを2回開催しました。全体会においては事例を通じて課題の共有を図る等、市内医療機関の連携強化を進めました。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全体会1回、講演会を中止）	3	●国の事業を活用し、医療機関同士のネットワークをさらに活性化させるとともに、医療機関と児童相談所等との連携強化を図り、児童虐待対応力を向上させます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
25	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック（第3版）」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	3	●令和元年度の児童福祉法等の改正等を踏まえ川崎市児童虐待対応ハンドブックを一部改訂し、より多くの関係機関に配布・周知して活用を促進し、関係機関における対応力の向上を図ります。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
26	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	●児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。	●児童相談所と区役所地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、各区役所での統一が図られ適切に児童票を作成し、指定ファイルでの管理を実施しました。 ●令和元年度区役所での虐待相談・通告件数は1,138件でした。 ●令和元年度児童相談所での虐待相談・通告件数は3,368件でした。	3	●引き続き、適切なケース管理に努めます。また、児童相談所と地域みまもり支援センター職員が共通リスクアセスメントツールを活用しリスクを共有するなど、適切な判断を行い、連携しながら支援を行います。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
27	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認	●個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。	●各区毎の要保護児童対策地域協議会実務者会議連携調整部会において、ケース進行管理台帳に「新規登録、終結、状況変化のあるケース」については毎月、その他の全ケースの状況確認を年3回行いました。（全市合計開催回数：連携調整部会84回） ●個別支援会議を計664回開催し、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス（情報交換、支援方針確認、役割分担）を行いました。 ●学識者等によるスーパーバイズを活用し、よりの確な支援の充実を図りました。	3	●各区実務者会議連携調整部会の適切な会議運営により着実なケース進行管理を実施します。 ●適時適切に個別支援会議を実施し、関係機関との共通認識のもと連携して的確な支援を実施します。 ●各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用し支援の充実を図ります。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室

エ 地域の見守り体制の構築・充実

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
28	こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実	●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。	3	●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じて、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課
29	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	●こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効果率に行います。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。	3	●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。	区)地域支援課 こ)こども保健福祉課

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
30	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	●「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。	●代表者会議を2回開催し、統計、調査等の報告から本市における要保護児童等の状況及び各区や関係団体の取組の状況について共有を図りネットワーク強化に向けた課題について検討しました。（第2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止から資料配布のみ） ●各区実務者会議代表者部会（年2～5回）は、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。	3	●要保護児童対策地域協議会のネットワークの充実に向けてその設置趣旨等について、地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、個別ケースへの支援においても関係機関との連携をさらに強化します。 ●学齢児の支援や今後も引き続き実施される予定である「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握踏査」について要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用します。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
施策の方向性4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
31	スーパーバイズ（SV）等を活用した適切かつ専門的な支援の推進	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。	3	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を行います。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
32	関係機関の連携による専門的な支援の充実	●関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区役所地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。	3	●児童相談所、区役所地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
33	児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。	●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。 ●中部児童相談所一時保護所において、第三者評価を受審しました。	3	●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 専門職の協同による困難ケースに対する適切な対応						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
34	児童相談所と地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	●各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所及び保健所機能）の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。（全区での児童相談受付件数：2,398件） ●児童相談所においては緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、理学療法士等専門職の協働及び療育センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。 ●日頃の連携の中で、両機関の権限・役割を確認するとともに、複雑かつ困難なケース等については、個別支援会議を開催し地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割を確認し支援を行いました。	3	●児童虐待相談・通告が増加する中、迅速に対応するため、地域みまもり支援センター内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。 ●「児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアル」等をもとに、組織的な判断に基づく支援を実施します。 ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。	こ)児童相談所 区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
35	児童相談所における児童家庭相談援助の適切な実施	●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ●改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制の充実・強化について検討します。	●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。 ●専門的スキルの向上のため、引き続き研修の充実を図ります。 ●法的対応強化のための調整等を非常勤弁護士とともに行いました。	3	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童相談所相談支援業務マニュアル等を活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
36	各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施	●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ●市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。	●区役所地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。 ●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●児童虐待に係る相談、通告についても各区保健福祉センター内では地域みまもり支援センターにて受理・対応することとし、組織的な判断の基にセンター内関係部署、関係機関、児童相談所と連携して支援を行いました。	3	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
37	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行います。	●一時保護所のあり方について、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく体制強化と定員を超過する状況を踏まえ、ソフト・ハード両面での検討を行いました。 ●中部児童相談所一時保護所において、第3者評価を受審しました。	3	●平成30年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
38	児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進	●児童相談所においては、進行管理ソフトを利用していますが、情報の迅速な共有を図るためにも、ネットワークシステムの導入を進める必要があるため、新たな児童相談に係るシステムの導入について検討するとともに、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターにおける確実なケース進行管理を図ります。	●平成31年3月から運用を開始した児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理を適切に行いました。	3	●引き続き、「児童相談システム」を活用し、ケース進行管理の適切な運用を行います。	こ)児童相談所 区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
39	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	●各区役所地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理の実施に向けた検討、地域みまもり支援センターと児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行います。	●地域みまもり支援センターにおける個別相談について、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルに基づき、適切にケース管理を実施しました。	3	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
オ 総合的なアセスメントの強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
40	共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。	●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。	3	●共通リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。	区)地域支援課 こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
41	児童相談所における組織的アセスメントの実施	●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。	●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。	3	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
42	地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区役所地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	3	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要です。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区役所地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていきます。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
カ 各種専門機関・専門家との連携の強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
43	療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制の推進を図ります。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携した対応を図ります。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、療育センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●更生相談所のPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	3	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取り組みます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
施策の方向性5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
44	新規採用職員等に対する児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修をはじめ、専門機能強化研修、児童虐待重症事例発生防止研修、外部派遣研修等を年間で計画・実施しました。 ●区役所地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び専門機能強化研修に参加するとともに、管理職向け研修を実施しました。	3	●児童相談所、地域みまもり支援センター及び障害者更生相談所の新任向け研修等に新任職員が相互に参加できる体制や、専門的な研修に参加できる体制を構築します。 ●児童相談所と地域みまもり支援センターの各専門職の交流研修の必要性について検討を進めます。	こ)児童相談所 区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
45	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●支援スキルの向上を目的として、区役所地域みまもり支援センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修について、区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。	3	●地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要があります。また、児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへの参加を推進します。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
46	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。	●局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。 ●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。 ●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。	3	●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。 ●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室

イ 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
47	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職、心理職、保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。	●社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組みました。 ●新任研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図りました。	3	●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。 ●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。 ●地域みまもり支援センターに適した人材育成プログラムを検討し、実施します。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
48	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。	●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。	3	●個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用していきます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
ウ 関係機関における人材育成						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
49	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。	●各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となりました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。	3	●全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。 ●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。 ●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていきます。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方Ⅲ ～被虐待児童への自立支援等～自立支援に向けた専門的支援の充実 施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実 ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進						
達成度：1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 ほぼ目標どおり、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
50	児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を支弁するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。	3	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や施設運営における情報提供や助言指導等を実施します。	こ)こども保健福祉課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
51	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施しました。	3	●身近な地域における、専門的な相談支援期間は、支援を必要とする子どもや家庭にとり必要な相談支援の窓口であり、引き続き、相談支援を実施します。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
52	子育て短期支援事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業）ことにより子育て支援を行います。	●市内4か所の児童養護施設、2か所の乳児院において、3,649件のショートステイ事業を実施しました。	3	●地域における育児不安の高まりや、保護者の精神疾患などによる家庭の育児力低下を背景に、子どもを預かるショートステイ事業の必要性は高いため、引き続き、事業を実施します。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 里親制度の推進と里親支援の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
53	里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど、普及啓発や制度説明に関する取組を推進しました。	3	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。	こ)こども保健福祉課
54	養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。（里親登録数平成29年度133世帯平成33年度145世帯以上）	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。（平成31年度末の里親登録数168世帯）	3	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親登録者の確保に向けた取組を進めます。	こ)こども保健福祉課
55	ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。	3	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。	こ)こども保健福祉課
56	多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●各乳児院・児童養護施設と連携しながら里親登録に向けた実習の充実や児童の委託後の支援に取組みました。また、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援の一部をNPO法人に委託し、民間事業者の専門性を活用しながら効果的な事業実施を図りました。	3	●里親の登録から児童委託後の支援まで、各施設やNPO法人と連携し、児童の状況に応じた効果的な事業推進を図っていきます。養子縁組里親については、効果的、効率的な支援を実施するため、フォスターリング事業を令和2年度中に実施いたします	こ)こども保健福祉課
ウ 要保護児童の自立に向けた支援						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
57	要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を開始しました。	3	●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援事業の活用により、退所後の児童へのアフターフォローの充実を図ります。	こ)こども保健福祉課

エ 親子関係再構築の取組の推進						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
58	家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援の充実を図りました。 ●区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援の充実を図りました。	3	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援の一層の充実を図ります。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
59	児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	3	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後において関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
施策の方向性7 地域・広域連携等の強化 ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
60	民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●11月の児童虐待防止推進月間を中心に市内での統一啓発活動等において、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業との協働による児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施しました。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。 ●乳幼児健診未受診者等把握調査において、民生委員児童委員・主任児童委員が把握する情報を提供してもらうよう、協力体制を構築しました。	3	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
61	市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。（第2回は新型コロナウイルス感染症拡大防止から資料配布のみ）	3	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、地域ネットワークを活用したケース管理の事例の検証、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、運営のあり方について継続して検討を行います。	こ)児童家庭支援・虐待対策室
62	地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区役所地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、地域みまもり支援センター及び児童相談所双方の機関において動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても重症度、援助方針の見直し等の確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。	3	●地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うとともに、学校との連携強化のため、教育委員会学校・地域連携担当の参加の充実を図り、効率的な管理を行うための手法を検討します。 ●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。	区)地域支援課 こ)児童家庭支援・虐待対策室
イ 他の自治体と連携した対応の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
63	5県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供（5県市ルール）に基づき、各区の要対協のケース管理機関である地域みまもり支援センターで転出先自治体との間で引継ぎを行いました。また、転入者についても転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	3	●今後も居所不明児童を含め、要保護児童等の転居に伴う情報提供を5県市ルールを適切に運用していきます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
64	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	3	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携を強化します。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
65	隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援に関わる連携、職員間の連携等包括的な連携を図ります。	●隣接する大田区・世田谷区から、複数年度にわたる、職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組みに関する情報交換を行いました。	3	●隣接する特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換を進めます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
ウ 警察や検察と連携した対応の充実						
No.	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	達成度	今後の取組の方向性	所管課
66	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報共有を図るとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組めます。	●協定書に基づき適切に情報共有を図りながら、児童の状況に合わせ必要な対応を行いました。 ●さらなる的確な対応を充実するため、児童相談所が把握する児童虐待事案をデータベース化し、警察とより迅速に情報共有できる環境を整えました。	3	●引き続き、児童相談所と警察が協定書に基づき適切に連携し、支援を必要とする児童の把握について充実に図ります。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
67	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議のうえ実施します。	●2か月に1回程度開催される、検察主催の県内児童相談所の職員も含めた児童三機関連携協議会に参加し、子どもの面接・聴取の取組みを進めました。 ●刑事事件として立件が想定される虐待事案について、児相、警察及び検察の3機関による共同面接を実施しました。	3	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、具体的な事例への対応と並行して、3機関の連携を強めるための協議を進めます。	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

○川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2） 保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3） 虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守る

ことを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援

を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

- 2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（子育てに関する情報の提供又は相談）

第 11 条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

- 2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）

第 12 条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

（児童虐待防止推進月間）

第 13 条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年 11 月とする。
- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第 4 章 早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）

第 14 条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

- 2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

（通告に係る対応）

第 15 条 市民及び関係機関等は、法第 6 条第 1 項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

- 2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも 48 時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

- 3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。
- 4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。
- 5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。
- 6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
- 7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援 (専門的な治療、心理療法等の支援)

第 16 条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

(保護者に対する再発防止のための指導)

第 17 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第 18 条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第 19 条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第 20 条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 雑則

(市長の報告)

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成 30 年 3 月 20 日条例第 16 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日
26 川市こ企第 5 1 4 号

（設置の目的）

第 1 条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- （２）青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （３）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 推進本部会議は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第 1 項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第 4 条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第 5 条 推進本部会議に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第 2 に掲げる検討部会を置く。

- 2 各検討部会は、別表第 2 に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。
- 3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 5 第 2 項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第 2（第 5 条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関する事 保育施策に関する事 幼児教育施策に関する事
こども支援部会	児童養護施策に関する事 母子保健施策に関する事 母子父子寡婦福祉施策に関する事
こども安全推進部会	青少年施策に関する事 子どもの権利施策に関する事 こどもの安全に関する総合的施策に関する事

事務局：企画課



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく
年次報告書（令和元年度版）

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-0084

FAX：044-200-3638

e-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp



オレンジリボンには

児童虐待を防止するというメッセージが込められています。